

福島県企業内子育て支援施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業内子育て支援施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、企業が従業員の子どもを預かる保育施設等を整備することにより、安心して働き続けられる環境を実現し、男女が共に働きやすい職場づくりを推進することを目的とし、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とし、補助事業の対象者（以下「補助対象者」という。）、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は別表に定める。

(1) 企業内保育所整備事業Ⅰ型

企業主導型保育事業費補助金実施要綱(平成29年4月27日付け府子本第370号雇児発0427第2号。以下「実施要綱」という。)第3による企業主導型保育事業における施設の創設、増築、増改築、改築又は大規模修繕等の実施に伴い必要となる事業

(2) 企業内保育所整備事業Ⅱ型(単独型)

新たに企業内保育所を整備するために必要な施設の改修、修繕、備品購入などの事業

(3) 企業内保育所整備事業Ⅱ型(共同利用型)

複数の企業等が共同で新たに企業内保育所を整備するために必要な施設の改修、修繕、備品購入などの事業(ただし、共同利用する全ての企業等が共同利用に係る費用負担等に関する協定等を締結する場合に限る。)

(4) 企業内キッズスペース整備事業

従業員が社内で子どもを見守りながら働くことができるキッズスペースを新たに整備するために必要な施設の改修、修繕、備品購入などの事業

(交付の申請)

第4条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

(1) 事業計画書(様式第1号-1-1又は様式第1号-1-2)

(2) 申請額算出内訳書(様式第1号-2-1又は様式第1号-2-2)

(3) 事業収支予算書(様式第1号-3)

(4) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象者は、交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、その他必要に応じて現地調査を行い、補助金交付の可否について補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第6条 交付の決定を受けた者は、補助事業によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。また、補助事業により整備した施設及び設備の財産処分期間については、国の定める法定耐用年数に準じるものとし、当該期間が経過するまで目的外の使用及び他者への譲渡をしてはならない。

(申請の取下げ)

第7条 補助対象者が交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日以内に、知事に補助金交付申請取下げ書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の遂行)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の決定の内容(次条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。以下同じ。)及びこれに付された条件その他この要綱に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途に使用してはならない。

(計画の変更の承認)

第9条 補助対象者は、補助事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、次のとおりとする。

(1) 助成目的の達成に支障を来すことのない事業計画の一部の変更

(2) 第5条により交付決定された補助金の額に影響を及ぼさない範囲内の、補助対象経費総額の20%以内の減額

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助対象者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延の報告)

第11条 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又はその遂行が困難となった場合は、知事に速やかに報告し、その指示を受けなければならない。

(事業の実績報告)

第12条 補助対象者が事業の実績報告をしようとするときは、実績報告書(様式第5号)及び次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 事業実績報告書(様式第5号-1-1又は様式第5号-1-2)

(2) 実績額算出内訳書(様式第5号-2-1又は様式第5号-2-2)

(3) 事業収支決算(見込)書(様式第5号-3)

(4) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象者は、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった年度の3月末のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 補助対象者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は前条の報告を受けた日から30日以内に報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとし、その報告に係る補助事業の実施成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額

を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。
(補助金の支払い)

第14条 補助対象者は、前条の規定による通知があったときは、補助金交付請求書(様式第7号)により知事に対して補助金の支払いを請求するものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助金の交付を受けた者は、実績報告時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、返還命令書(様式第9号)により当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付の取消等)

第16条 知事は補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金を交付せず若しくは減額し、又は全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずることがある。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を目的外に使用したと認められるとき。

(3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(4) 補助事業の変更若しくは中止又は事業の遂行の見込みがないとき。

(5) その他この要綱に違反したとき。

2 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定に準用する。

(関係書類の整備)

第17条 補助対象者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第13条の通知を受けた日から、5年間保存しなければならない。

(所掌)

第18条 この要綱に関する事務は、商工労働部商工労働総室雇用労政課において所掌する。

(その他必要な事項)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率		補助限度額
企業内保育所整備事業Ⅰ型	実施要綱第5の7に基づく企業主導型保育事業助成要領（以下「助成要領」という。）第1の4（※助成要領第1の2(3)㉓改修支援加算を含むものに限る）又は第2の4により助成の決定を受けた者	助成要領別紙6で定める補助対象経費に含まれない経費のうち(1)から(3)の合算額（児童福祉法第59条の2第1項に規定する事業の開始の日以前に整備するものに限る。）又は、助成要領別紙5及び別紙6で定める補助対象経費に含まれない経費のうち(1)から(3)の合算額（児童福祉法第59条の2第1項に規定する事業の開始の日以前に整備するものに限る。） (1) 保育を実施する上で必要となる備品購入費（1件1万円以上（税抜）のものに限る。） (2) 防犯上必要となるフェンス、園庭、屋外遊具等の整備工事 (3) その他企業主導型保育事業を実施する上で必要な工事等として知事が認める経費	常時雇用する労働者数が300人以下	3/4以内	15,000千円
			常時雇用する労働者数が301人以上	1/2以内	10,000千円
企業内保育所整備事業Ⅱ型（単独型）	新たに企業内保育所を整備する者	新たに企業内保育所を整備するために必要な施設の改修、修繕などの工事費、保育を実施する上で必要となる備品購入費（1件1万円以上（税抜）のものに限る。）及びその他知事が必要と認める経費	利用定員6名以上	3/4以内	3,750千円
			利用定員5名以下	3/4以内	2,500千円
企業内保育所整備事業Ⅱ型（共同利用型）	複数の企業等が共同で新たに企業内保育所を整備する場合の代表者	新たに企業内保育所を整備するために必要な施設の改修、修繕などの工事費、保育を実施する上で必要となる備品購入費（1件1万円以上（税抜）のものに限る。）及びその他知事が必要と認める経費	利用定員6名以上	3/4以内	3,750千円
			利用定員5名以下	3/4以内	2,500千円
企業内キッズスペース整備事業	新たに企業内キッズスペースを整備する者	新たに企業内キッズスペースを整備するために必要な施設の改修、修繕などの工事費、運営上で必要となる備品購入費（1件1万円以上（税抜）のものに限る。）及びその他知事が必要と認める経費	—	3/4以内	2,000千円

様式第1号

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者の氏名 印

企業内子育て支援施設整備事業費補助金交付申請書
年度において、下記のとおり企業内子育て支援施設整備事業を実施したいので、
福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金
円を交付して下さるよう申請します。

記

添付書類

- 1 事業計画書 (別記様式第1号-1-1又は第1号-1-2)
- 2 申請額算出内訳書 (別記様式第1号-2-1又は第1号-2-2)
- 3 事業収支予算書 (別記様式第1号-3)
- 4 企業主導型保育事業(運営費)助成申込書及び添付書類の写し
- 5 企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書の写し
- 6 企業主導型保育事業(整備費)助成申込書及び添付書類の写し
- 7 企業主導型保育事業(整備費)助成決定通知書の写し
- 8 その他知事が必要と認めるもの

【注意事項】

- ※1 事業計画書について、企業内保育所整備事業は様式第1号-1-1、企業内キッズスペース整備事業は様式第1号-1-2を使用すること
- ※2 申請書算出内訳書について、企業内保育所整備事業は様式第1号-2-1、企業内キッズスペース整備事業は様式第1号-2-2を使用すること
- ※3 企業内保育所整備事業I型は、添付資料4及び5又は6及び7のいずれかを提出すること
- ※4 企業内キッズスペース整備事業の場合、添付書類4、5、6及び7は不要

事業計画書

- 1 施設名称及び所在地
名称：
所在地：
- 2 補助対象事業（Ⅰ型・Ⅱ型（単独型）・Ⅱ型（共同利用型）の別を記載）
- 3 設置主体及び運営主体（共同利用の場合、設置主体には構成員を全て記載すること）
設置主体：
運営主体：
- 4 常時雇用する労働者数
- 5 事業の目的及び効果等
イ 補助対象者の主な業種及び事業内容

ロ 企業内保育所設置の目的（課題、背景など）及び期待される効果
（詳細に記載願います。）
- 6 定員
定員数 人（うち地域枠 人）
- 7 施設の規模及び構造
イ 敷地面積 m²
ロ 敷地の所有関係（自己所有地，借地，買収（予定）地の別）
ハ 整備区分（大規模修繕等、又は創設，増築，増改築，改築の別）
ニ 建物の面積 建 m² 延 m²
ホ 建物の構造（ 造）
注1 敷地，建物の一部を活用する場合には，該当部分の内容を記載すること。
注2 各室ごとに室名，面積等を明らかにした表を添付すること。なお，拡張等の場合は，既存建物との関係を明示すること。
注3 配置図，各階平面図及び立面図を添付すること。なお，拡張等の場合は，既存建物との関係を図面上明示すること。
- 8 補助対象経費の内訳（様式第1号-2-1 申請額算出内訳書）
備品購入に係る品目、規格、数量、単価及び金額等を記載した一覧表、備品購入に係る見積書、工事仕様書及び工事費費用別内訳書等経費の内訳がわかる資料を添付すること。

9 施工計画（当該補助事業を含め全体の施工計画を記載すること）

イ 直営・請負の別

ロ 契約年月日 年 月 日

ハ 着工年月日 年 月 日

ニ 竣工年月日 年 月 日

ホ 事業開始年月日 年 月 日

10 財源内訳（当該補助事業を含め全体の事業費を記載すること）

内 訳	金 額
企業主導型保育事業費補助金（内閣府）	円
県補助金	円
その他の補助金	円
寄付金	円
借入金	円
自己財源	円
計	円

11 その他参考事項

担当部署

担当者氏名

電話番号

電子メールアドレス

事業計画書

1 施設名称及び所在地

名称：

所在地：

2 補助対象事業

企業内キッズスペース整備事業

3 常時雇用する労働者数

4 事業の目的及び効果等

イ 補助対象者の主な業種及び事業内容

ロ 企業内キッズスペース設置の目的（課題、背景など）及び期待される効果
（詳細に記載願います。）

5 補助対象経費の内訳（別記様式第1号-2-2 申請額算出内訳書）

備品購入に係る品目、規格、数量、単価及び金額等を記載した一覧表、備品購入に係る見積書、配置図、平面図、工事仕様書及び工事費費用別内訳書等経費の内訳がわかる資料を添付すること。

6 施工計画

イ 直営・請負の別

ロ 契約年月日 年 月 日

ハ 着工年月日 年 月 日

ニ 竣工年月日 年 月 日

ホ 事業開始年月日 年 月 日

7 財源内訳

内 訳	金 額
県補助金	円
その他の補助金	円
寄付金	円
借入金	円
自 己 財 源	円
計	円

- 8 その他参考事項
担当部署
担当者氏名
電話番号
電子メールアドレス

企業内子育て支援施設整備事業費補助金申請額算出内訳書

1 補助対象経費に係る補助基本額の算定 (単位 円)

	総事業費 (A)	(A)に係る寄付金 その他の収入額 (B)	補助基本額 (A-B) (C)
備品購入費			
外構設置等工事費			
その他工事等			
合計			

※ 「備品購入費」には、企業内保育所整備事業Ⅰ型又は企業内保育所整備事業Ⅱ型に係る保育を実施する上で必要となる備品の購入に要する経費を計上すること。(1件1万円以上(税抜き)のものに限る。)

※ 「外構設置等工事費」には、企業内保育所整備事業Ⅰ型に係る防犯対策上必要となるフェンス、園庭、屋外遊具等の整備工事に要する経費を計上すること。

※ 「その他工事等」には、企業内保育所整備事業Ⅰ型に係る企業主導型保育事業を実施する上で必要な工事等として知事が認める経費、又は企業内保育所整備事業Ⅱ型に係る新たに企業内保育所を整備するために必要な施設の改修、修繕などの工事費及びその他知事が必要と認める経費を計上すること。

2 補助金の申請額 (単位 円)

補助基本額 合計 (D)	別表で定める 補助率 (E)	別表で定める 補助上限額 (F)	申請額 (D×E)とFを比較 して低い方)

※ 「補助基本額合計(D)」には、1の「補助基本額(C)」の合計を計上すること。

※ 「申請額」に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

企業内子育て支援施設整備事業費補助金申請額算出内訳書

1 補助対象経費に係る補助基本額の算定 (単位 円)

	総事業費 (A)	(A)に係る寄付金 その他の収入額 (B)	補助基本額 (A-B) (C)
改修、修繕等経費			
備品購入費			
その他経費			
合計			

- ※ 「改修、修繕等経費」には、新たに企業内キッズスペースを整備するために必要な施設の改修、修繕などの工事費等を計上すること。
- ※ 「備品購入費」には、企業内キッズスペースを運営する上で必要となる備品の購入に要する経費を計上すること（1件1万円以上（税抜き）のものに限る。）。
- ※ 「その他経費」には、その他知事が必要と認める経費を計上すること。

2 補助金の申請額 (単位 円)

補助基本額 合計 (D)	別表で定める 補助率 (E)	別表で定める 補助上限額 (F)	申請額 (D×E)とFを比較 して低い方)

- ※ 「補助基本額合計(D)」には、1の「補助基本額(C)」の合計を計上すること。
- ※ 「申請額」に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式第1号-3

企業内子育て支援施設整備事業費補助金事業収支予算書

法人名： _____

(単位 円)

収 入				支出	備考
県補助金	自己財源	その他	計		

様

福 島 県 知 事

企業内子育て支援施設整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、福島県補助金等の交付等に関する規則第7条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 補助対象事業

2 交付決定額 金 _____ 円

3 交付条件

- (1) 補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本県職員に補助対象者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すべきこと。
- (5) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知を受領した日から5年間保存すること。
- (6) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を知事に提出すること。

様式第3号

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者の氏名 印

企業内子育て支援施設整備事業費補助金交付申請取下げ書
年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった企業内子育て支援施設整備事業費補助金について、福島県補助金等の交付等に関する規則第8条の規定に基づき下記により取り下げます。

記

1 取り下げの理由

様式第4号

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者の氏名 印

企業内子育て支援施設整備事業変更（中止・廃止）承認申請書
下記により 年度企業内子育て支援施設整備事業の事業計画を変更（中止・廃止）
したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により、承認して
くださるよう申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）の内容

記載上の注意

- 1 変更後の事業計画書、申請額算出内訳書及び収支予算書を添付すること。
- 2 変更内容等を証明できる書類がある場合は、その書類を添付すること。

様式第5号

第 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者の氏名 印

企業内子育て支援施設整備事業実績報告書

年度において、下記のとおり企業内子育て支援施設整備事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

(添付書類)

- 1 事業実績報告書 (別記様式第5号-1-1又は第5号-1-2)
- 2 実績額算出内訳書 (別記様式第5号-2-1又は第5号-2-2)
- 3 事業収支決算書 (別記様式第5号-3)
- 4 企業主導型保育事業(運営費・施設利用給付費)完了報告書及び添付書類の写し
- 5 企業主導型保育事業(整備費)完了報告書及び添付書類の写し
- 6 その他知事が必要と認めるもの

【注意事項】

- ※1 事業実績報告書について、企業内保育所整備事業は様式第5号-1-1、企業内キッズスペース整備事業は様式第5号-1-2を使用すること
- ※2 実績額算出内訳書について、企業内保育所整備事業は様式第5号-2-1、企業内キッズスペース整備事業は様式第5号-2-2を使用すること
- ※3 企業内保育所整備事業I型は、添付資料4又は5のいずれかを提出すること
- ※4 企業内キッズスペース整備事業の場合、添付書類4及び5は不要

事業実績報告書

- 1 施設名称及び所在地
名称：
所在地：
- 2 補助対象事業（Ⅰ型・Ⅱ型（単独型）・Ⅱ型（共同利用型）の別を記載）
- 3 設置主体及び運営主体（共同利用の場合、設置主体には構成員を全て記載すること）
設置主体：
運営主体：
- 4 定員
定員数 人（うち地域枠 人）
- 5 施設の規模及び構造
 - イ 敷地面積 m^2
 - ロ 敷地の所有関係（自己所有地，借地，買収地の別）
 - ハ 整備区分（大規模修繕等、又は創設，増築，増改築，改築の別）
 - ニ 建物の面積 延 m^2
 - ホ 建物の構造（ 造）
 - 注1 敷地，建物の一部を活用する場合には，該当部分の内容を記載すること。
 - 注2 各室ごとに室名，面積等を明らかにした表を添付すること。なお，拡張等の場合は，既存建物との関係を明示すること。
 - 注3 配置図，各階平面図及び立面図を添付すること。なお，拡張等の場合は，既存建物との関係を図面上明示すること。（申請時と同じ場合は省略）
 - 注4 完成後の内観・外観の写真を添付すること。
- 6 備品等購入費及び整備費等の内訳（様式第5号-2-1 実績額算出内訳書）
備品等購入に係る品目、規格、数量、単価及び金額等を記載した一覧表、注文書の写し、納品書の写し及び領収書の写し、工事に係る契約書、工事仕様書及び支出済工事費用別内訳書等経費の内訳がわかる資料を添付すること。
- 7 施工期間（当該補助事業を含め全体の施工期間を記載すること）
 - イ 直営・請負の別
 - ロ 契約年月日 年 月 日
 - ハ 着工年月日 年 月 日
 - ニ 竣工年月日 年 月 日
 - ホ 事業開始年月日 年 月 日

8 財源内訳（当該補助事業を含め全体の事業費を記載すること）

内 訳	金 額
企業主導型保育事業費補助金（内閣府）	円
県補助金	円
その他の補助金	円
寄付金	円
借入金	円
自 己 財 源	円
計	円

9 その他参考事項

（添付書類）

イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し

（建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証）

（担当窓口）

担当部署：

担 当 者：

電話番号：

電子メールアドレス：

事業実績報告書

1 施設名称及び所在地

名称：

所在地：

2 補助対象事業

企業内キッズスペース整備事業

3 備品等購入費及び整備費等の内訳（様式第5号-2-2 実績額算出内訳書）

備品等購入に係る品目、規格、数量、単価及び金額等を記載した一覧表、注文書の写し、納品書の写し及び領収書の写し、工事に係る契約書、工事仕様書及び支出済工事費費用別内訳書等経費の内訳がわかる資料を添付すること。

4 施工期間

イ 直営・請負の別

ロ 契約年月日 年 月 日

ハ 着工年月日 年 月 日

ニ 竣工年月日 年 月 日

ホ 事業開始年月日 年 月 日

5 財源内訳

内 訳	金 額
県補助金	円
その他の補助金	円
寄付金	円
借入金	円
自 己 財 源	円
計	円

6 その他参考事項

(担当窓口)

担当部署：

担 当 者：

電話番号：

電子メールアドレス：

企業内子育て支援施設整備事業費補助金申請額算出内訳書

1 補助対象経費に係る補助基本額の算定 (単位 円)

	総事業費 (A)	(A)に係る寄付金 その他の収入額 (B)	補助基本額 (A-B) (C)
備品購入費			
外構設置等工事費			
その他工事等			
合計			

※ 「備品購入費」には、企業内保育所整備事業Ⅰ型又は企業内保育所整備事業Ⅱ型に係る保育を実施する上で必要となる備品の購入に要する経費を計上すること。(1件1万円以上(税抜き)のものに限る。)

※ 「外構設置等工事費」には、企業内保育所整備事業Ⅰ型に係る防犯対策上必要となるフェンス、園庭、屋外遊具等の整備工事に要する経費を計上すること。

※ 「その他工事等」には、企業内保育所整備事業Ⅰ型に係る企業主導型保育事業を実施する上で必要な工事等として知事が認める経費、又は企業内保育所整備事業Ⅱ型に係る新たに企業内保育所を整備するために必要な施設の改修、修繕などの工事費及びその他知事が必要と認める経費を計上すること。

2 補助金の申請額 (単位 円)

補助基本額 合計 (D)	別表で定める 補助率 (E)	別表で定める 補助上限額 (F)	申請額 (D×E)とFを比較 して低い方)

※ 「補助基本額合計(D)」には、1の「補助基本額(C)」の合計を計上すること。

※ 「申請額」に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

企業内子育て支援施設整備事業費補助金実績額算出内訳書

1 補助対象経費に係る補助基本額の算定 (単位 円)

	総事業費 (A)	(A)に係る寄付金 その他の収入額 (B)	補助基本額 (A-B) (C)
改修、修繕等経費			
備品購入費			
その他経費			
合計			

※ 「改修、修繕等経費」には、新たに企業内キッズスペースを整備するために必要な施設の改修、修繕などの工事費等を計上すること。

※ 「備品購入費」には、企業内キッズスペースを運営する上で必要となる備品の購入に要する経費を計上すること（1件1万円以上（税抜き）のものに限る。）。

※ 「その他経費」には、その他知事が必要と認める経費を計上すること。

2 補助金の実績額 (単位 円)

補助基本額 合計 (D)	別表で定める 補助率 (E)	別表で定める 補助上限額 (F)	実績額 ((D×E)とFを比較 して低いほう)

※ 「補助基本額合計(D)」には、1の「補助基本額(C)」の合計を計上すること。

※ 「実績額」に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式第5号-3

企業内子育て支援施設整備事業費補助金事業収支決算（見込）書

法人名： _____

(単位 円)

収 入				支出	備考
県補助金	自己財源	その他	計		

様式第6号

第 号
年 月 日

様

福 島 県 知 事

企業内子育て支援施設整備事業費補助金額確定通知書

このことについて、福島県補助金等の交付等に関する規則第14条の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付確定額

様式第7号

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者の氏名 印

企業内子育て支援施設整備事業費補助金交付請求書
年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった企業内子育て支
援施設整備事業費補助金について、下記により金 円を交付して下さる
よう請求します。

事業名及び箇所名	
事業費	円
交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A)-(B)-(C)	円

支払金融 機関	銀行 支店 当座・普通 口座番号
	口座名義

様式第 8 号

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者の氏名 印

消費税等仕入控除税額確定報告書

企業内子育て支援施設整備事業費補助金交付要綱第 17 条に基づき、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成金の額（要綱第 15 条による額の確定額） 円
- 2 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4 助成金返還相当額（上記 3 から 2 の額を差し引いた額） 円
（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

様式第9号

第 号
年 月 日

様

福島県知事

企業内子育て支援施設整備事業費補助金返還命令書

企業内子育て支援施設整備事業費補助金について、下記のとおり返還を命ずる。
記

1 返還金額

2 返還期限